

市有地一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 富山市が市有地の売却に係る競争入札を行なう場合の取扱については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、この心得、市有地一般競争入札実施要領及び公告を熟覧のうえ、入札しなければならない。

2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封筒に入れた上、入札者の氏名及び「入札書在中」と記載して入札箱に投函しなければならない。

3 入札参加者は、一旦提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することができない。

4 入札参加者は、代理人が入札するときはその委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

7 入札の執行を故意に妨害した入札参加者には、退場を命ずることができる。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第4条 市は、前条に規定する行為その他不正若しくは不穩の行為等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 指定した方法以外で提出された入札
- (4) 記名押印のない入札（印鑑が異なる場合を含む。）
- (5) 入札金額を訂正した入札

- (6) 必要な記載事項が不明瞭であり、意思表示が確認できない入札
- (7) 鉛筆やシャープペンシル等の容易に訂正できる筆記用具で記入した入札
- (8) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (9) 同一人の同一物件に対する2通以上の入札
- (10) 同一物件の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (11) 予定価格を下回る金額を提示した入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、この心得及び市有地一般競争入札実施要領に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

第6条 開札は、入札場所において入札後直ちに入札参加者立会いのうえで行うものとする。

2 落札金額は富山市ウェブサイト上で公開する。

(落札者の決定)

第7条 入札参加者のうち、予定価格以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき同一価格の入札者が2名以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この場合において、同一価格の入札者は必ずくじを引かなければならず、くじを辞退することはできないものとする。

(入札保証金)

第8条 入札参加者は入札保証金として入札価格の1割以上の額を現金又は富山市内に所在する店舗を支払地とした銀行の自己宛小切手を入札当日持参しなければならない。

2 落札者の入札保証金はその全額を、契約保証金に充当することとし、落札しなかった者の入札保証金は入札者に返還するものとする。

(契約保証金)

第9条 落札者は、土地売買契約締結時までには契約保証金として売買代金の1割以上を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、前条第2項に定めるところによる。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札の決定のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に土地売買契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立)

第11条 入札参加者は、入札後入札物件の不明を理由として異議を申し立てることはできない。